

【現行】

森林環境税課税(年額:1,000円)



6年度目から全額譲与

《日田市への譲与見込額》

【現行】

【變更後】

大分県森林環境譲与税ガイドライン

第 1 (目 的)

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が平成 31 年 4 月から施行され、同年、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が、市町村及び県に配分されることとなった。併せて、譲与税の主な使途である森林経営管理法も施行されるなど、これまで難しかった手入れ不足の人工林の森林整備を促進する制度の充実が進められたところである。

市町村及び県に配分される譲与税の使途については、法第 34 条で明示され、森林整備に関する施策並びに人材の育成・確保、普及啓発、木材利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

もとより、譲与税は地方固有の財源であり、一定の目的の範囲内で地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能な財源であるが、一方で、その活用実績の公表が義務づけられており、新税に対する国民への説明責任を十分に果たしていく必要がある。

このような状況の中、譲与税については、県及び各市町村が一定の方向性のもと有効に活用していくことが、その効果を高めることにつながることから、市町村及び県が施策を立案する際の参考とするため、本ガイドラインを整備するものである。

第 2 (使途の基本的な考え方)

1 法で示された使途（第 34 条）

(1) 市町村

① 森林の整備に関する施策

② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

(2) 県

① 市町村が実施する各施策の支援に関する施策

② 市町村が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策

③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

2 森林経営管理法の付帯決議において示された使途の考え方

譲与税については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされた趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応出来なかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとする

3 上記 1、2 を踏まえた使途の基本的な考え方

(1) 具体的な使途のイメージ

①森林整備

間伐、路網整備、里山林・竹林整備、所有者の意向調査、境界画定など

②人材育成・担い手確保

各種研修の実施、研修機材等の整備、安全装備への支援、就業環境の改善など

③木材利用の促進

木造公共施設や木質内装化、木製家具等の整備及び補助、公共施設の燃料としての木・竹材の調達・利用など

④普及啓発

森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、交流活動など

⑤市町村の実行体制整備

専門職員の雇用又は業務委託、協議会の設置・運営など

(2) 他事業との棲み分け

譲与税は、国民に新たな税負担を求めるものであることから、新規の施策または事業量（森林整備等）を確実に増加させる施策に充てることが適切（既存国庫事業の安易な上乗せは不適切）である。

(3) 事業の優先度

譲与税の使途が多岐にわたる一方、森林環境税が創設されるに至った経緯や世論の関心も考慮すれば、森林が多く分布する本県では森林整備への効果が高いものを使途として積極的に位置づけることが適当である。そのため、市町村は、地域の実情を踏まえつつ、以下の優先順位を基準として具体的な使途の検討に努めることとする。

【優先順位】

【高】①森林整備、⑤市町村の実行体制整備

【中】②人材育成・担い手確保

【低】③木材利用の促進、④普及啓発

(4) 県に配分される譲与税の使途

県配分の譲与税は、譲与税関連事業を実行する市町村の体制支援策や単独で実施することが難しい担い手確保対策など市町村を牽引する施策に重点的に充当する。なお、当面、森林経営管理法等に基づき市町村が行うべき森林経営管理事務の県による代替執行は、考慮しないものとする。

第3 (市町村に配分される譲与税の事業種毎の使途の留意事項)

1 森林整備に関する施策

原則、既存事業では森林整備が進まず、手入れ不足となっている森林（以下「未整備森林」という）の解消又は手入れ不足となるおそれのある森林の適切な整備に向けた施策に充当することとする。

(1) 森林経営管理法による森林整備の促進

地域森林計画対象森林のうち森林所有者が経営・管理を放棄した森林（以下「経営放棄森林」という。）について、森林経営管理法に基づき市町村が森林所有者から経営管理権を取得し、自ら経営管理を行う私有人工林などの森林整備及び事前調査（例：地域内の森林所有者の状況調査や境界確認及びこれに必要な路網の修繕）にかかる経費に充てることとする。

なお、実行に当たっては、県が示す「市町村森林経営管理権設定基準例」（別添）に準じた基準を策定し、円滑な運用を図ることとする。

(2) 既存の森林経営計画内での森林整備の促進

既存の森林経営計画対象森林内でも、条件等が悪く従来の補助事業では所有者負担が大きくなる場合や所有者及び境界が不明確などの理由で森林所有者の経営意欲が低下し、手入れ不足となっている森林がある。これらの森林を譲与税を活用して整備するためには、既存事業と採択要件を明確に区分又は既存事業のみでは適切な森林整備が進みがたい箇所を対象を限定する必要がある。

この場合、市町村が「経営管理権」（注1）を設定し将来にわたり経営管理を行うことが妥当であると判断される森林については、既存の森林経営計画の対象森林から除外する手続きを行わなければならない。

<活用事例>

(1) 未整備森林区域の事前調査等に必要な事業

- ①未整備森林の状況調査や意向調査、境界の現地確認費用
- ②①の調査に必要な路網の修繕費
- ③未整備森林区域の整備計画の作成費

④未整備森林区域の森林整備を促進するための路網整備費

(2) 未整備森林区域で行う森林整備事業

- ①手入不足の人工林を針広混交林に誘導するための間伐等の森林整備費
- ②更新困難で林相が悪化した森林での広葉樹植栽やシカネット設置費
- ③竹の侵入等により荒廃した人家裏の森林等での計画的な竹の駆除費等
- ④管理放棄され整備・保全を行う者がいなくなった里山林の整備費

<留意事項>

(1) 既存事業と棲み分け、森林法の遵守

木材収入を得る目的で行われる主伐やその後の再造林といった林業施策は、既存の補助事業等を活用することとする。また、所有者等の責任に帰する主伐後の造林（更新）については、森林法における伐採及び造林に関する既存の枠組みで指導することを基本とする。

(2) 伐採収益の取り扱い

譲与税を活用し市町村自らが行う森林整備は、森林所有者による管理が見込まれない森林での実施を想定していることから、通常の森林整備よりも過大な利益が所有者に生じるといったモラルハザードが生じないように、伐採収益（木材の販売代金）が見込まれる場合には全収益を市町村の歳入に繰り入れるといった措置を検討することとする。

(3) 植栽計画

譲与税を活用した植栽を行う場合には、スギやヒノキといった継続的かつ長期的な手入れが不可欠な林業樹種以外への林相の転換を基本とする。なお、造林樹種は、当該地域の自然植生を踏まえ選定することとする。

(4) 公有林の整備

公有林の森林整備は、森林環境税の趣旨を踏まえ、所有者の意向調査等により、平成 31 年度以降新たに取得したものに限り、譲与税の充当を可能とする。ただし、普及啓発活動のフィールドとしての利用や私有林よりも公有林の整備が優先される場合は、この限りではない。

(5) 里山林・竹林の整備

手入れの行き届いていない里山林・竹林の整備は、継続的な管理を担保することや、従来の補助事業等との違いを明確化する観点から、「経営管理権」（注 1）を設定するなど、市町村等が整備を行うものとする。

(6) 路網整備

譲与税を活用して整備する路網は、市町村森林整備計画などで新たに定める「未整備森林区域」(注2)の解消につながる林道、林業専用道、森林作業道とし、市町村等が整備を行うものとする。なお、計画策定にあたっては、林道、林業専用道、森林作業道の適正な配置や規格に十分留意することとする。

(7) 所有者不明森林の優先度

所有者不明森林の森林整備は、権利の調査や根拠書類の整理など、多くの事務を要することから、「経営管理権」並びに「経営管理実施権」(注3)の設定にあたっては、森林整備の必要性、公益性の高い森林を優先することとする。

(8) 譲与税活用区域の範囲

施設緑地(都市公園、港湾緑地、道路環境施設帯など)は、譲与税充当事業の対象外とする。

(9) 補助事業による実施

譲与税を活用した森林整備について補助事業を創設する場合は、採択要件等で既存事業との棲み分けを明確に区分するとともに補助率についても著しく有利にならないよう留意することとする。

(注1)「経営管理権」、「経営管理権集積計画」

森林経営管理法により、自らが森林の経営管理を実行できない場合に、森林所有者の同意のもとで、市町村が立木の伐採、販売、造林、保育を実施するために取得する権利のことをいう。

市町村が対象となる森林の委託期間や経営管理の内容(保育、間伐、主伐、再造林)などについて明らかにした「経営管理権集積計画」を定め、これを公告する。この公告をもって、市町村に「経営管理権」が設定される。

(注2) 未整備森林区域

適切に森林管理が行われていない人工林の多い区域などを、過去の施業履歴などを参考に市町村森林整備計画において「未整備森林区域」と定める。

なお、「未整備森林区域」の設定は市町村の任意のゾーニングであり、主な目的は未整備区域の明確化・集約化、既存事業との棲み分け、予算規模に応じた計画的な事業の実施、事業実施上の優先度の明確化などがあげられる。

仮に本区域を設定しない場合には、市町村全域が対象となるため、別途森林整備事業の優先基準等を定めるなど、事業の公平性、効率性を担保する必要がある。

(注3)「経営管理実施権」、「経営管理実施権配分計画」

森林経営管理法により市町村が「経営管理権」を取得した森林において、民間事業者が立木の伐採、販売、造林、保育を実施するために取得する権利のことをいう。

市町村は、民間事業者に森林の経営管理を再委託する場合、対象となる森林の委託期間や経営管理の内容（保育、間伐、主伐・再造林など）、利益が生じた場合の所有者や市町村（管理経費を支出している場合）に支払われる金銭の算定法などを明らかにした「経営管理実施権配分計画」定め、これを公告する。この公告をもって、民間事業者に「経営管理実施権」が設定される。

2 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

未整備森林の解消を円滑に推進するため、主として森林整備に必要となる林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上に要する経費に充てることとする。市町村単独のほか県域の取組については県と連携し実施することとする。

なお、支援対象者は、将来にわたり地域の森林整備の担い手となる意向を示している者とする。

<活用事例>

(1) 担い手確保対策

- ①地域内の林業就業希望者への就業ガイダンス活動や給付金等への助成
- ②新規就業者に対する地域への移住促進対策費への助成
- ③地域内の異業種参入者等に対する各種研修の実施費への助成
- ④地域内の林業就業者に対する安全装備等の購入助成
- ⑤地域内の林業労働災害の防止を目的とした各種研修等への助成

(2) 人材育成対策

- ①地域内の林業就業者への資格取得等の研修費、旅費等の助成
- ②地域内の林業就業者等による森林整備の促進のための視察研修等の助成

3 木材の利用の促進

木材利用の促進が譲与税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」

のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、市町村有の木造公共建築物の整備や森林整備と一体となつて行われる公共施設への木質燃料の供給、又は不特定多数が利用し公共性の高い民間施設の木造化・木質化など公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てることとする。

<活用事例>

- ①市町村有の木造公共建築物の整備、内装の木質化、木製品品の購入費
- ②小中学校等における木製机・椅子の整備費
- ③公共施設の給湯用燃料等として地域の木・竹材を活用する取組支援
- ④駅舎、病院、利用者が多く公共性の高い商業施設等で、公共的空間内に目立つ形で木材を利用する木質化等の取組支援
- ⑤木造建築物の建築を促進するため建築士に対する講習会等の開催費
- ⑥木材利用を促進するための普及啓発活動に要する経費

<留意事項>

(1) 補助対象経費

木造公共施設の整備等は、他の国庫事業の上乗せ助成とならないよう対象事業費を事業毎に区分するとともに、譲与税を財源とした事業の対象経費は、木材料費、木工事費（木材を主材料にその加工、組立て、取付けを行う工事の費用）、設計費のみとする。

(2) 森林整備との関連性の明確化

譲与税の使途は、森林整備の促進に資する木材利用としていることから、クリーンウッド法など合法性の確保や認証材利用による適正な森林整備の推進を担保するとともに、森林整備の促進効果の指標（施設利用者数や新規需要による森林整備の増加面積の推計値など）を設定することとする。

(3) WTOとの調整

事業の実施要綱等を定める際には、WTO の政府調達協定（基準額の設定）や補助金協定（環境保全事業としての枠組や補助対象量の規定、施設の耐用年数）などに十分留意すること。

4 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林整備の国民への理解醸成に必要となる普及啓発活動に要する経費に充てることとする。その際、市町村単位又は流域単位の取組に限ることとし、県域の取組については県が実施することとする。

なお、普及啓発は、森林整備への理解醸成に直結する取組とし、計画的な活動や普及対象者へのアンケート調査など事業効果の明示に努めることとする。

<活用事例>

- ① 林業体験や森林観察会、森林機能の学習会などの実施経費
- ② 樹林地で行うボランティア団体等による植樹、育樹活動の実施経費
※都市公園、港湾緑地等の施設緑地は対象外
- ③ 子どもを対象とした地域材を活用した積木、木製遊具等の提供

5 市町村の実行体制整備

未整備森林の解消を円滑に推進するための、市町村職員の技術力向上にかかる研修や森林資源情報の調査・管理、事業執行を行う上で必要となる経費に充てることとする。

<活用事例>

- ① 市町村の林業担当者に対する、技術研修の受講費、先進地視察費
- ② 譲与税の活用等を検討する協議会等の運営経費
- ③ 林政アドバイザーの雇用など、必要となる人件費、業務委託費
- ④ 譲与税の運用に必要なGIS・GPSソフト及び機材リース料等

<留意事項>

(1) 業務委託の管理

現場管理業務など成果品が得られない業務を他の林業団体等に委託する場合は、業務内容や勤務条件を明確にして契約するとともに、日報等を適切に管理すること。

(2) 協議会等の必要経費

検討会や協議会などによる地域の意向調査、事業の検証等にかかる経費は、領収書等の証拠書類により、支出の適正性を確認すること。

(3) 人件費充当の範囲

定数内の市町村職員の人件費は、普通交付税の対象であることから、譲与税の充当は不可とする。

第4（譲与税の執行上の留意点）

1 基金の設置、運用管理

譲与税は、使途が法令上限定されているため、毎年度の譲与額や不用額を一般財源と区分し経理する必要があることから、市町村に基金を設置し、適切な管理を行うこととする。

また、年度毎の譲与額を考慮して、森林整備等に必要な予算を計上すること。

2 適正な執行・管理

国民への譲与税の説明責任を果たす観点から、税の使途に加え、森林整備等の成果を公表する方向で検討することとする。また、譲与税は目的税であることから会計検査の対象となることにも留意し、適正な事業計画の立案や執行状況の管理を行うこととする。

第5（市町村以外の関係者の役割分担）

譲与税は、市町村が主体となり森林整備などを行うために譲与されるものであるが、円滑な事業推進のためには、県及び森林組合、登録林業事業体などの地域の森林整備に携わる関係者間の連携が必要不可欠である。このため、主な関係者の役割を以下のとおり例示する。

1 県の役割

- （1）市町村と地域関係者との検討会、協議会の開催支援（連携調整）
- （2）森林整備の履歴情報の提供等、「未整備森林区域」の設定に向けた支援
- （3）森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」や「経営管理実施権配分計画」など各種計画策定支援
- （4）事業費の積み上げに必要な歩掛や単価等の提供並びに予算化に向けた技術的助言
- （5）登録林業事業体などの選定・登録・公表

2 森林組合等林業関係団体の役割

- （1）市町村への森林整備状況等の情報提供
- （2）市町村への森林整備施策等の提案
- （3）市町村からの事前調査業務等の受託者

3 登録林業経営体など

- （1）森林経営管理法に基づく森林経営管理業務の受託者及び市町村自らが行う市町村森林経営管理事業等の請負者

【森林環境譲与税を活用した森林整備等の具体的な活用例】

(分野) 条件調査	(事例案) 森林調査（所有者や境界確認）
所有者の意向調査の事前準備として、例えば市町村内の一定区域毎に、林地台帳等を基にした地域への聞き取りやダイレクトメール等により所有者を集約。所有者不明森林で森林施業の支障となる場合は専門的な調査も検討。併せて、現地立会や境界のマーキング等を実施し、所有者界を整理。 【成果指標：森林所有者等が確定した面積（ha）】	

※森林経営管理法の円滑な執行のため、森林調査等管理事務を団体等に業務委託する費用は譲与税の充当可。

(分野) 森林整備	(事例案) 整備されていない人工林の再生
間伐が行われていない森林で、今後も所有者が施業の意向を示していない場合、50年生のスギ人工林で20年間程度の「経営管理権」を設定。かかり木や風倒害を考慮し、20%の列状間伐を5年毎に2回、その後30%の間伐を1回行い（収益は市町村が活用）、長期的に針広混交林化へ誘導。 【成果指標：未整備森林区域内の適切な整備面積（ha）】	

※経営管理権を設定したが、再委託を受ける事業者がない場合、市町村が譲与税で直接実施。

(分野) 森林整備	(事例案) 放置された竹林等の再生
放置竹林や進入竹林を特定。冬期に親竹を全て伐竹し、初夏に新竹をすべて伐竹することで、地下茎を弱らせ、2～3年程度再生竹の刈払いを繰り返し駆除する。駆除後は、広葉樹植栽等により樹種転換を図る。 【成果指標：再生した竹林の面積（ha）】	

(分野) 森林整備	(事例案) 放置されたクヌギ里山林の再生
未整備森林区域の調査等により、放置され大径化したクヌギ林を特定。所有者が同意した箇所毎に団地化。皆伐から天然更新（萌芽）、下刈までの5年間を期間とし、伐採収益が発生した場合は市町村が活用することを内容とした「経営管理権」を設定して里山林を再生。 【成果指標：再生した里山林の面積（ha）】	

(分野) 森林整備	(事例案) 未整備森林解消に向けた路網の整備
未整備森林区域の森林資源調査や所有者の意向調査等により、森林整備が進まない理由が路網整備である場合、路網整備計画を検討し、林道、林業専用道、森林作業道の効果的な配置図等を作成。従前の予算では対応できない場合、譲与税により市町村が路網を整備し、未整備森林の早期解消を図る。※林道整備に併せて経営管理受託等を促進 【成果指標：未整備森林区域内の適切な整備面積（ha）】	

(分野) 人材確保	(事例案) 地域内の新規就業環境の改善
地域内の林業事業体において新規林業就業者の募集意向等を確認、就業者向けのパンフレット等を作成し、市町村の HP 等での紹介や就業ガイダンス等を実施。林業事業体の斡旋に加え、空き家情報の提供等を行うことで就業環境の改善を図る。 【成果指標：地域内の林業の新規就業者数（人）】	

(分野) 人材育成	(事例案) 林業就業者への資格取得等の促進
地域内の林業事業体が、資格取得職員の養成や技能向上のための研修会等を開催する場合に必要な会場借上料や旅費、資格取得費等の助成を行う。 【成果指標：管内事業体の資格取得者数（人）】	

(分野) 木材利用	(事例案) 非住宅への木材利用の促進
地域内の公共性の高い非住宅施設（行政機関や公共交通機関などで不特定多数の利用者が見込める施設）での木材材料費及び木工事費への助成。公募等を行い、学識経験者等による審査を行うことで公平性、新規性を担保 【成果指標：施設の利用者数（人）または非住宅での需要量（m³）】	

(分野) 普及啓発	(事例案) 植樹・育樹活動への助成
地域内のボランティア等が行う植樹・育樹活動の経費を助成。市町村等が協力し、森林学習会などを同時開催することで、森林整備の理解醸成を図るための普及啓発を実施。 【成果指標：植樹・育樹活動の参加者数（人）】	

(分野) 実行体制整備	(事例案) 新たな森林管理制度運用のためのシステム整備
市町村が新たな森林管理制度を実行する上で必要な森林 GIS や GPS 等のシステムを整備し、未整備区域の森林管理業務を円滑かつ効率的に実施する。県が保有する全県的な森林情報との共有を図ることで、県と市町村が一体となり未整備森林の解消に努める。 【成果指標：未整備森林区域内の適切な整備面積（ha）】	

(分野) 森林整備	(事例案) 保育が必要な若齢林の適切な整備
<u>3～7 齢級の保育間伐を行うべきスギ人工林において、既存の補助事業のみでは森林所有者の負担が大きく整備がすすまない場合、当該補助事業への市町村の上乗せ補助により必要な整備を促進。</u>	
<u>【成果指標：保育間伐面積 (ha)】</u>	

※森林所有者の収益になることのないように注意